

日本政府の新型コロナウイルス感染症対策
(日本入国時のアストラゼネカのワクチン接種証明書の取扱いにおける一部変更)

2021年10月11日
在ギリシャ日本国大使館

1 日本政府の新たな水際対策措置により、10月1日以降、日本入国時に検疫所に
対し、必要条件を満たした有効なワクチン接種証明書(写し)を提出する場合は、一部
措置の緩和が適用されることになりました。

2 当該措置の適用に当たり、これまでは、アストラゼネカによるワクチン接種証明書
については、接種したワクチン名/メーカーが、「バキスゼブリア(Vaxzevria)筋注/ア
ストラゼネカ(AstraZeneca)」と記載されている場合のみ日本入国時に有効と認められ
ていましたが、10月12日以降、アストラゼネカから技術供与を受けてインド血清研究
所が製造する「コビシールド(Covishield)」についても「バキスゼブリア(Vaxzevria)筋
注/アストラゼネカ(AstraZeneca)」と同一のものとして取り扱われることになりました。

3 本件詳細につきましては、以下のサイトをご確認ください。

・厚生労働省のサイト

●ワクチン接種証明書の写しの提出について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00307.html

・外務省のサイト

●新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置(ワクチン接種証明書保
持者に対する入国後・帰国後の待機期間について)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C129.html

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp